

平成 17 年 8 月

加入員の皆様へ

全国小売酒販組合中央会

会長 藤 田 利 久

謹啓 晩夏の候、皆様には、ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。

ご加入をいただいております「酒販年金」につきましては、昨年 5 月の通常総会において制度の廃止し 3 期に分けての返還を決定しました。第一期の返還の実行から今日まで、投資した外債の未償還という予期せぬ事態が発生し、皆様に多大なる困惑とご心労をお掛けしておりますことをお詫び申し上げます。

先般、平成 17 年 6 月 7 日付文書でご案内の通り、国際弁護士を介し、外債未償還問題から債券購入の是非、回収の有無、使途不明金等の調査検証による民事・刑事責任の追及等を行って参りました。その状況を踏まえ、先の 8 月 4 日開催の臨時総会において、年金に関する今後の措置及び対応等が決定致しましたので謹んでご報告申し上げます。

謹白

記

- 1 平成 16 年 5 月 20 日の総会決議である年金廃止に伴う掛金 85%の分割返還について中止いたします。

理由 国際弁護士による真相究明調査で今期償還は不可能であることが決定した。

- 2 第 1 期末返還者への返還実行と返還期日について

昨年同意を得て、第 1 期 15%返還額を受給していない加入者への返還実施いたします。

昨年 7 月以降、約 3,300 件余りの同意を得ていることから、その加入員の皆様に対し、15%の返還を行います。

その返還送金日を9月6日とする。(事務処理上、数日遅れることもあります。)

従来システムを変更することから、事務処理機関である三菱信託銀行より、システム変更及び事務対応が8月23日迄に完了しない事から、9月6日を返還日とする。

3 返還中止後の経過措置等の対応（訴訟・回収等）について

加入員への説明会の実施

中央会と致しましては、加入員の皆様への報告説明と協議対応をいたしたく、先ずは別紙のとおり全国11カ所での説明会を開催する予定です。

民事、刑事訴訟及び損害賠償請求の実施

内外を含めて、法人、個人に対する責任追及を行い、損害賠償等の返還資金の確保に努めます。

外債回収の是非の確認

弁護士の見解で、回収の見込みは非常に厳しいという見解を示しておりますが、今後専門家と協議の上、資金回収の可能性を検討していきます。

以上